

第141期

定時株主総会招集ご通知



開催日時

2023年6月28日（水曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘1階

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

株主総会にご出席いただけない場合

議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使ください
ますようお願い申し上げます。



議決権行使書 議決権行使期限

2023年6月27日（火曜日）

午後5時30分到着分まで



インターネット等 議決権行使期限

2023年6月27日（火曜日）

午後5時30分行使分まで

証券コード 5480
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目5番8号
日本冶金工業株式会社
代表取締役社長 久保田尚志

第141期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第141期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第141期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nyk.co.jp/investors/stock/meeting.html>



東京証券取引所
ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記ウェブサイトへアクセスして、当社名（日本冶金工業）または証券コード（5480）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

株主総会資料
ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5480/teiji/>



※上記ウェブサイトは2023年6月7日より2023年9月28日まで開設いたします。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考資料をご検討いただき、議決権行使書または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内は3頁から5頁をご覧ください。

敬 具

記

1 日 時

2023年6月28日（水曜日）午前10時
(受付開始：午前9時)

2 場 所

神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘1階 (末尾の会場ご案内略図をご参照ください)

3 目的事項

報告事項

1. 第141期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第141期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、法令および当社定款第17条第2項に基づき電子提供措置事項から下記の事項は書面から除いております。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、下記の事項も含まれております。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

◎各ウェブサイトに掲載している電子提供措置事項は株主総会資料の全文であるため、ページ番号や項番がご送付している書面と一致しておりません。予めご了承ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎議決権行使の際、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

◎議決権の重複行使

- ①議決権行使書と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②電磁的方法（インターネット等）によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使手段として取り扱わせていただきます。

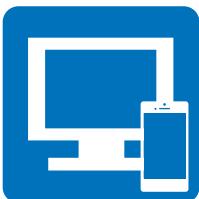
◎本招集ご通知の記載事項につきまして、ご質問がある株主様は、後記メールアドレス宛に、電子メールにてその内容をお送りください。株主の皆様の高い内容につきまして、後日、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nyk.co.jp/>）に回答を掲載いたします。なお、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

メールアドレス：yakin.soukai@nyk.co.jp
送信期限：2023年6月27日（火）午後5時30分

◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nyk.co.jp/>）に掲載いたします。

議決権の行使方法についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。



■ インターネットで議決権を行使される場合

行使期限 **2023年6月27日（火曜日）午後5時30分行使分まで**

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、行使期限までにご行使ください。

議決権行使サイト : <https://evote.tr.mufg.jp/>

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶



■ 郵送で議決権を行使される場合

行使期限 **2023年6月27日（火曜日）午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



■ 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 **2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）**

場 所 **かわさき双輪荘1階（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）**

※ 議決権電子行使プラットフォームについて ～機関投資家の皆様へ～

当社は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。管理信託銀行等の名義株主様がご利用を事前に申し込まれた場合には、ご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

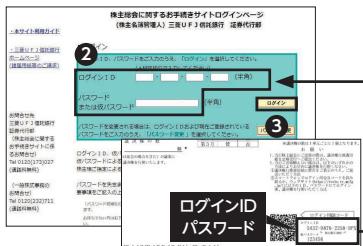
① 議決権行使サイトへアクセス

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)



① 「次の画面へ」をクリック

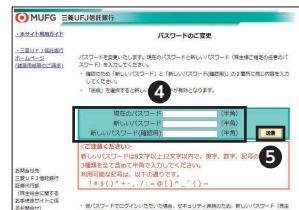
② ログインする



② お手元の議決権行使書紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。)

③ 「ログイン」をクリック

③ パスワードを登録



④ 新しいパスワードを「新規パスワード入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力。
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤ 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

■ 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。)
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

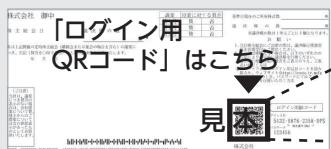
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

① QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

② 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。

QRコードでのログインができない場合には、前頁に記載の議決権行使サイトにアクセスする方法にて議決権行使を行ってください。

③ 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027（通話料無料）
受付時間 9:00～21:00

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを考慮しつつ、さらなる財務体質の強化を図りながら、安定的に実施することを基本方針としております。本方針に則り、以下のとおり配当を実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金130円
配当総額 1,944,327,190円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月29日

第2号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 小林伸互、谷謙二、菅泰三の3氏が任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 こ ばやし しん ご
小林 伸互 1960年8月29日生

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年4月	当社入社	2019年6月	当社取締役常務執行役員
2013年6月	当社経理部長	2021年4月	当社取締役専務執行役員
2015年4月	当社執行役員経理部長	2021年6月	当社代表取締役専務執行役員（現任）
2018年6月	当社常務執行役員経理部長		

取締役候補者とした理由

小林伸互氏は、財務、会計、経営企画等の実務を長年担当した後、経理部、人事部、総務部の担当役員として主に当社の財務基盤強化のための戦略を統括、推進してまいりました。現在は代表取締役として、将来に向けた企業基盤構築のため「中期経営計画2023」における重要課題への取組みをリードしております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き取締役候補者としております。



取締役在任年数

4年

取締役会への出席状況

14回／15回（93%）

所有する当社の株式の数

8,727株

2 た に けん じ
谷 謙二 1954年12月13日生

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年4月	三菱商事株式会社入社	2019年6月	当社社外監査役
2009年4月	同社執行役員非鉄金属本部長	2021年6月	株式会社大紀アルミニウム工業所 社外取締役（現任）
2011年4月	三菱商事ユニメタルズ株式会社代表取締役社長	2021年6月	当社社外取締役（現任）
2013年4月	三菱商事R t Mジャパン株式会社代表取締役社長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

谷謙二氏は、商社において長年経営に携わる等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。これらの実績を踏まえ、引き続き当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、社外取締役候補者としております。

なお、同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として役員の名義、報酬等に関する事項について、審議いただく予定であります。



取締役在任年数

2年

取締役会への出席状況

15回／15回（100%）

所有する当社の株式の数

800株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年4月	石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IHI) 入社	2014年4月	同社執行役員IHI ASIA PACIFIC PTE.LTD. (アジア大洋州統括会社) 社長
2004年7月	同社財務部資金グループ部長	2017年4月	同社顧問
2007年4月	同社経営企画部グループ経営企画グループ部長	2017年6月	同社常勤監査役
2010年4月	株式会社IHI新事業推進部長	2021年6月	同社顧問
2012年4月	同社新事業推進部長(兼)リチウムイオン電池事業推進部長	2021年6月	当社社外取締役(現任)
2013年4月	同社執行役員都市開発セクター長(兼)高度情報マネジメント統括本部長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

菅泰三氏は、製造業において長年経営に携わる等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。これらの実績を踏まえ、引き続き当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、社外取締役候補者としております。なお、同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として役員の名、報酬等に関する事項について、審議いただく予定であります。

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
- 2 谷謙二、菅泰三の両氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員要件を満たしていることから、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
- 3 当社は谷謙二、菅泰三の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 5 谷謙二氏は、株式会社大紀アルミニウム工業所社外取締役に就任しております。株式会社大紀アルミニウム工業所と当社との間に、特別な関係はありません。



取締役在任年数

2年

取締役会への出席状況

15回/15回(100%)

所有する当社の株式の数

200株

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 木内康裕、小林靖彦の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1 きうち やすひろ
木内 康裕 1958年4月30日生

再任

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1982年4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行	2013年6月	当社執行役員高機能材営業推進部長
2007年3月	みずほ証券株式会社国際部長	2015年4月	当社執行役員営業本部副本部長兼高機能材営業推進部長
2009年5月	Mizuho Securities Asia Limited（みずほ証券株式会社香港現地法人）社長	2016年6月	当社執行役員経営企画部長
2011年4月	当社経営企画部部长	2017年6月	当社取締役常務執行役員経営企画部部长
2012年10月	当社海外事業企画部部长	2019年6月	当社常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

木内康裕氏は、金融機関における長年の経験に加え、当社において経営企画部・情報システム部・総務部の担当役員を経験し、当社の経営に関する豊富な経験と知識を有しております。その知識と経験を活かし、引き続き確かな助言と監査をしていただくため、監査役候補者としております。



監査役在任年数
4年

取締役会への出席状況
15回／15回（100%）

監査役会への出席状況
18回／18回（100%）

所有する当社の株式の数
3,640株

2 おの であら としひろ
小野寺 俊博 1962年1月15日生

新任

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1984年4月	当社入社	2016年6月	宮津海陸運輸株式会社代表取締役社長
2014年4月	当社大江山製造所副所長	2017年6月	当社内部統制室長
2016年6月	当社大江山製造所長	2019年7月	当社総務部長（現任）

監査役候補者とした理由

小野寺俊博氏は、当社において大江山製造所長、内部統制室長を、また当社関係会社の宮津海陸運輸株式会社代表取締役社長を経験し、当社事業内容や内部監査に関する豊富な経験と知識を有しており、現在は総務部長として企業基盤強化のための課題に着実に取り組んでおります。今後はこれまでの知識と経験を活かし、的確な助言と監査をしていただくため、監査役候補者としております。



監査役在任年数
-年

取締役会への出席状況
-

監査役会への出席状況
-

所有する当社の株式の数
0株

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 木内康裕、小野寺俊博の各氏が選任された場合、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 3 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ほしかわ のぶゆき
星川 信行 1970年8月15日生

略歴（重要な兼職の状況）

2002年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 2015年6月 同事務所代表社員(現任)
2003年10月 弁護士登録
弁護士法人星川法律事務所入所

補欠の社外監査役候補者とした理由および期待される役割

星川信行氏は、弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、十分な見識を有しております。同氏には、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立した立場から当社の監査業務を実施していただけることを期待し、補欠の社外監査役候補者としております。



■ 所有する当社の株式の数
0株

- (注) 1 星川信行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 星川信行氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 3 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。星川信行氏は、補欠の社外監査役候補者であり、同氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 4 星川信行氏は、補欠の社外監査役候補者であり、同氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員要件を満たしていることから、独立役員とする予定であります。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2020年5月8日に開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「原対応方針」といいます。原対応方針の概要につきましては、後記の事業報告の5. (3)「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要」58頁から61頁をご参照ください。）の導入を決定の上、同日付で公表し、また、当社定款第13条に基づき、同年6月25日に開催の当社第138期定時株主総会において、原対応方針の導入に関する議案につき、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決していただいております。その後引き続き、当社は、関連法令等の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の社会・経済情勢の変化や買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させるための取組みとして、原対応方針の継続の是非も含め、その内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、

- ①本来、買付行為が有する強圧性がない状況で株主の皆様が合理的な意思決定を行うことができる機会が確保されるべきであるが、現在のわが国の法制度では、このような機会が十分に確保されているとはいえず、また、株主の皆様の意思決定や当社取締役会による評価、代替案の提案などのために必要な情報と時間が十分に確保されているとはいえないこと、
- ②近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化していること、および、
- ③近年の鉄鋼業界の再編により、わが国においてニッケル系ステンレスを供給するメーカーは当社を含め実質2社のみとなり、また、当社の製造する高機能材(ニッケルを20%以上含有する板、帯製品)は、世界各国の様々な分野において欠くことのできない産業素材となっており、上記②のような株式の買付行為により当社事業の円滑な遂行に支障が生じれば、安定的な製品供給が阻害され、当社の顧客およびその取引先等の事業活動に重大な影響を与える可能性があることを踏まえ、

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に対する対応方針の導入を継続する必要があると判断いたしました。

そのため、当社は、2023年5月9日に開催の当社取締役会において、本総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本総会の終結時に有効期間が満了する原対応方針に替えて、下記の対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。そこで、当社定款第13条に基づき、本対応方針の導入に関して、ご承認をお願いするものです。なお、本対応方針は、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として本総会の終結時に導入されるものであり、当該時点までは、原対応方針が効力を有します。

また、本対応方針の有効期間は、2026年6月に開催予定の当社第144期定時株主総会の終結時までといたします。

本対応方針の内容につき、原対応方針からの主な変更点等は、以下のとおりです。

- ・特別委員会の諮問事項に、対抗措置の発動の是非につき株主意思を確認するための株主総会の開催の是非が含まれることを明確化しました。
- ・その他、本対応方針がより分かりやすいものとなるよう、所定の文言につき表現を修正いたしました。

(ご参考①)

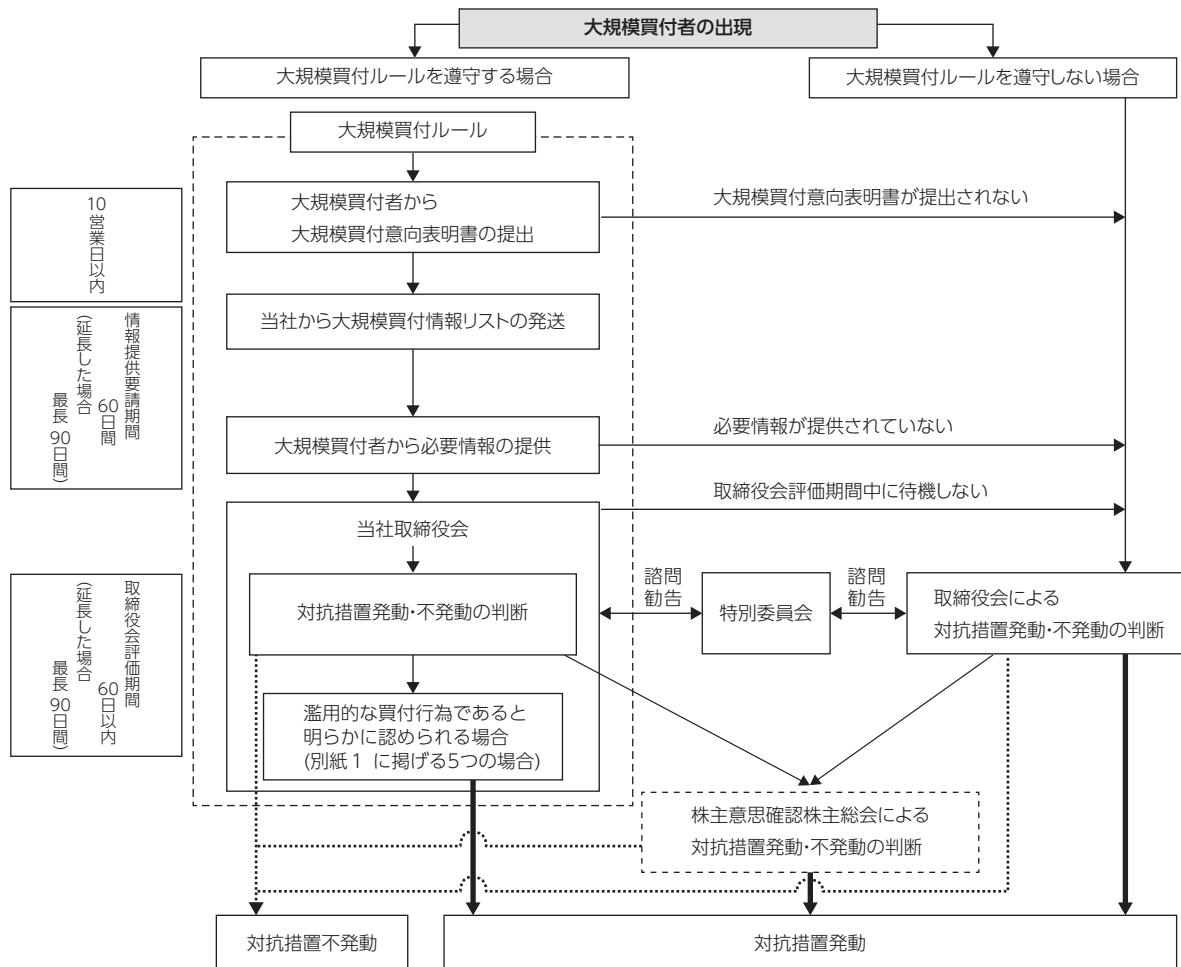
原対応方針からの主な変更点

項目	原対応方針	本対応方針
特別委員会規則の概要(別紙4の7.(3))	対抗措置の発動の是非	対抗措置の発動の是非(発動の是非につき株主意思を確認するための株主総会の開催の是非を含む。)

※ この表は、あくまで原対応方針からの主な変更点をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにすぎず、本対応方針の詳細については、本文をご参照下さい。

(ご参考②)

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」に係るフローチャート



※ 特別委員会に対する対抗措置発動の諮問は、取締役会評価期間内に行われることもありえます。

※ このフローチャートは、あくまで本対応方針の概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにすぎず、本対応方針の詳細については、本文をご参照下さい。

記

1. 本対応方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下のとおり、本対応方針を導入いたします。本対応方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は製品の原料たるフェロニッケルから高級ステンレス鋼・高ニッケル合金までを一貫生産するわが国唯一のメーカーであり、その事業は幅広い範囲に及んでおり、また当社の企業価値の源泉は、当社の技術力・開発力、ビジネスモデル、様々な利害関係者との強固な信頼関係等多岐に亘っています。また、当社は、中期経営計画に基づく取組み等の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の実現に資する様々な取組みを現に実施しております。

したがって、当社が大規模買付者（下記2. (1) (i) において定義されます。以下同じです。）から大規模買付行為の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これらの当社の事業の状況・当社の企業価値の源泉、および当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、ならびに具体的な買付提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様がかかる大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業および上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報、ならびに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上に資するものであるか否かを評価・検討した結果として、当該大規模買付行為が、当社株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うことを意図したものであったり、株主の皆様当社株式の売却を事実上強要し、または、株主の皆様が当該買付けの条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

したがって、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、本対応方針を導入することを決定いたしました。本対応方針は、大規模買付行為を行うおうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様

の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまししくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。

なお、本対応方針における対抗措置の発動は、株主の皆様のご意思に依拠する仕組みになっております。即ち、下記2.(2)(i)(イ)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う限り、対抗措置の発動は、濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合を除き、必ず株主意思確認株主総会の決議に従い、株主の皆様のご意思に基づいて行われることとなります。また、当社取締役会の判断によって対抗措置を発動できるのは、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合（別紙1に掲げる5つの場合のいずれかに該当すると判断される場合に限られます。）であって、且つ、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対する諮問手続きを経た場合に限定されております。

以上のとおり、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社株式の大規模買付行為に該当する行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主および大量保有報告書の提出の状況につきましては、別紙2をご参照下さい。

2. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付ルールの設定

(i) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の①乃至③に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまししくは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①または②に定める行為がなされたか否かにかかわらず、当社が発行者である株券等の特定の保有者と当社が発行者である株券等の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本③において同じです。）との間に共同保有者⁸に該当することとなるような関係を形成する合意その他の行為、または当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁹を形成する行為¹⁰（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者の株券等保有割合と当該他の保有者の株券等保有割合との合計が20%以上となるような場合に限ります。）。なお、本③に該当する行為（以下「大規模買付行為③」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、当該特定の保有者、当該他の保有者および上記行為をするその他の者はいずれも「大規模買付者」に該当するとみなして、本対応方針が適用されるものとします。

(ii) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた

手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

具体的には、大規模買付意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(ア) 大規模買付者の概要

- ① 氏名または名称および住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的および事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(イ) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(ウ) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等¹¹を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(エ) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、大規模買付意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

(iii) 大規模買付情報の提供

上記（ii）の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日¹²（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストを上記（ii）（ア）⑤の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家等（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、大規模買付情報リストの発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）とし

て設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記（iv）において定義されます。以下同じです。）を開始するものとします。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものとします。他方、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。また、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大規模買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしませんが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして合理的に決定します。

また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供できない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供できない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者およびそのグループの詳細（沿革、過去の投資実績、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、役員の名、職歴および所有株式の数その他の会社等の状況、ならびに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的（大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的な内容）、方法および内容（大規模買付行為の適法性（法令上必要となる許認可等の取得の見込みや外国為替及び外国貿易法その他の法令に基づく規制事項の履践・遵守の状況を含みます。以下同じです。）に関する意見を含みます。）
- ③ 買付対価の種類および金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率および金銭の額を記載していただきます。）、ならびに当該金額の算定の基礎および経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）
- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、および当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容

- ⑥ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑦ 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法、当社事業に係る業界の今後の見通しや当該業界における当社の位置付けに関する認識、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社および当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性
- ⑧ 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針、および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩ 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由
- ⑫ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要（氏名または名称、住所または所在地、代表者の氏名、大株主または大口出資者の概要、国内連絡先、設立準拠法を含みます。）
- ⑬ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑭ 大規模買付者が当社および当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合には、大規模買付行為の完了後における独占禁止法または海外競争法に照らした適法性についての考え方
- ⑮ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策の内容
- ⑯ 反社会的勢力との関係に関する情報

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報および当該不提供の理由を含みます。以下同じです。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時且つ適切に、その全部または一部を株主の皆様へ開示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が合理的に判断したときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を株主の皆様へ開示いたします。また、当社は、情報提供要請期間が満了した場合には、速やかに、その旨

を大規模買付者に対して通知するとともに、その旨を株主の皆様へ開示いたします。

(iv) 取締役会評価期間の設定等

当社は、外部専門家等の助言を得た上で、情報提供完了通知を行った日または情報提供要請期間が満了した日から、60日以内で合理的に必要な期間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

具体的な期間の設定は、大規模買付行為の目的、買付対価の種類、買付方法等、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案の難易度に応じて設定し、当社取締役会は取締役会評価期間が満了する日を適時且つ適切に株主の皆様へ開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で最長90日間（初日不算入。当初設定した期間を含みます。）まで取締役会評価期間を延長できるものとし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、速やかに、当該決定された具体的期間および当該延長が必要とされる理由を大規模買付者に対して通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様へ開示いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとし、なお、株主意思確認株主総会を招集する場合には、下記(2) (i) (ウ) をご参照下さい。

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとし、
 - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとし、
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告

- 書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。
 - 8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。
 - 9 「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が形成されるか否かの判定は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の保有者および当該他の保有者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
 - 10 本③に規定する行為に該当するか否かの判定は、当該取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本③に規定する行為に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
 - 11 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
 - 12 なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(i) 対抗措置の発動の条件

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

かかる場合、下記(3)(i)(イ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。また、特別委員会は、株主意思確認株主総会を招集して株主の皆様のご意思を確認すべき旨の勧告を行うこともできるものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①のほか、当社取締役会は、(a)大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または(b)特別委員会が株主意思確認株主総会を招集して株主の皆様のご意思を確認すべき旨を勧告した場合には、(上記(a)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合（別紙1に掲げる5つの場合のいずれかに該当すると判断される場合に限られます。）には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合（別紙1に掲げる5つの場合のいずれかに該当すると判断される場合に限ります。）、下記(3)(i)(イ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。また、特別委員会は、株主意思確認株主総会を招集して株主の皆様のご意思を確認すべき旨の勧告を行うこともできるものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①のほか、当社取締役会は、(a)当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であって、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または(b)特別委員会が株主意思確認株主総会を招集して株主の皆様のご意思を確認すべき旨を勧告した場合には、(上記(a)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

(ウ) 株主意思確認株主総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後60日以内に株主意思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することが適切であると判断した理由、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、当該対抗措置発動の必要性・合理性その他株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項について株主の皆様に対してご説明いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認株主総会が招集されない場合には、上記(1)(iv)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとします。

(ii) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。本新株予約権の概要は、別紙3に記載のとおりといたします。

(3) 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(i) 特別委員会の設置および諮問等の手続

(ア) 特別委員会の設置

大規模買付行為③に該当するか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否か（総称して以下「必要的諮問事項」といいます。）については、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会規則（その概要については別紙4「特別委員会規則の概要」のとおりです。）に基づき、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会決議により選任されるものとします。本対応方針導入時の特別委員会の委員には、原対応方針における特別委員会の委員である道林孝司氏、谷謙二氏、菅泰三氏、江藤尚美氏、川端泰司氏、星谷哲男氏の合計6名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙5「特別委員会委員の略歴」に記載のとおりですが、いずれも当社から独立した社外取締役または社外監査役であり、且つ、当社が上場する東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

(イ) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします（但し、株主意思確認株主総会を招集する場合は、この限りではありません。）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。また、特別委員会は、当該勧告において、株主意思確認株主総会を招集して株主の皆様のご意思を確認すべき旨の勧告を行うこともできるものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(ウ) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が本対応方針に基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保もしくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記の場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、特別委員会に諮問するとともに、外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でない判断に至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を、その決議により中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

(エ) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、必要的諮問事項以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(ii) 株主の皆様のご意思の確認

(ア) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、2023年5月9日に開催の当社取締役会において、本対応方針の導入を決議いたしました。本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。したがって、上記議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、原対応方針についても本総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

(イ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記(2)(i)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合には、当社取締役会の判断によって対抗措置を発動できるのは、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合(別紙1に掲げる5つの場合のいずれかに該当すると判断される場合に限られます。また、この場合でも、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対する諮問手続を経ることを要します。)に限定されており、それ以外の場合には、必ず株主意思確認株主総会の決議に基づき対抗措置が発動されます。

また、大規模買付者が大規模買付ルールに従わず大規模買付行為を行う場合についても、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるも

のとしております。

(iii) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、2026年6月に開催予定の当社第144期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③本総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 本対応方針の合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2021年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1ー5. いわゆる買収防衛策」の内容その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1. に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、上記2. (3) (ii) (ア) に記載のとおり、2023年5月9日に開催の当社取締役会において、本対応方針の導入を決議いたしました。本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。なお、本対応方針は本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として本総会の終結時に導入されるものであり、当該時点までは、原対応方針が効力を有します。

また、上記2. (3) (ii) (イ) に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合には、当社取締役会の判断によって対抗措置を発動できるのは、当該大規模買

付行為が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合（別紙1に掲げる5つの場合のいずれかに該当すると判断される場合に限られます。また、この場合でも、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対する諮問手続を経ることを要します。）に限定されており、それ以外の場合には、必ず株主意思確認株主総会の決議に基づき対抗措置が発動されます。また、大規模買付者が大規模買付ルールに従わず大規模買付行為を行う場合についても、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

さらに、上記2. (3) (iii)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、2026年6月に開催予定の当社第144期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③本総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

(4) 合理的且つ客観的な対抗措置の発動要件の設定

本対応方針は、上記2. (2) (i)に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 特別委員会の設置

上記2. (3) (i)に記載のとおり、当社は、本対応方針の導入にあたり、大規模買付行為③に該当するか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性および公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3) (iii)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は2026年6月に開催予定の当社第144期定時株主総会の終結時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(3)(i)(ウ)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手續

本新株予約権の無償割当ての手續に関しては、基準日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手續は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行います。

5. その他

本対応方針は、2023年5月9日に開催の当社取締役会において、社外取締役4名を含む取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に異議がない旨を表明しております。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、金融商品取引法または各金融商品取引所規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に替わる別途の買収防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいり所存です。

以上

(別紙1)

濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(別紙2)

当社の大株主の状況

2023年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,885 ^{千株}	12.61 [%]
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	470	3.15
日本冶金協力会社持株会	467	3.12
株式会社みずほ銀行	311	2.08
河合 映治	307	2.06
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	292	1.95
日本冶金ナス持株会	248	1.66
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	225	1.51
前島 崇志	200	1.34
檜崎 潤	181	1.21
計	4,589	30.68

- (注) 1. 当社は、2023年3月31日現在、自己株式540,970株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 2023年5月9日現在、以下の大量保有報告書又はその変更報告書が、関東財務局に提出されておりますが、当社として2023年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。
- 株式会社三菱UFJ銀行他の連名により、2018年4月16日付で提出(株券等保有割合5.42%)
大和証券投資信託委託株式会社他の連名により、2019年12月5日付で提出
(株券等保有割合4.34%)
株式会社みずほ銀行他の連名により、2021年7月26日付で提出(株券等保有割合4.46%)
野村證券株式会社他の連名により、2022年3月23日付で提出(株券等保有割合4.31%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社他の連名により、2022年5月19日付で提出
(株券等保有割合4.89%)

(別紙3)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の当社の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。但し、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者¹、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者²、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者³（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置の発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

-
- 1 当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
 - 2 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。以下同じです。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者およびその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
 - 3 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

特別委員会規則の概要

1. 特別委員会は、当社取締役会決議に基づき設置する。
2. 特別委員会を構成する委員（以下「特別委員」という。）は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から、当社取締役会が選任するものとする。なお、当社は、特別委員との間で、秘密保持義務および善管注意義務に関する規定を含む委任契約（以下「特別委員委任契約」という。）を締結する。
3. 特別委員の任期は、当社取締役会がその者を特別委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した時から、特別委員委任契約において定める時までとする。但し、特段の事情がある場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、代表取締役社長または各特別委員が招集する。但し、当社取締役会が特別委員会に対して諮問することを決議した場合には、代表取締役社長は、特別委員会を招集しなければならない。
5. 特別委員会の議事は、特別委員の互選により選ばれた議長が進行する。
6. 特別委員会の勧告は、特段の事情がない限り、特別委員の全員が出席し（電話会議システムまたはテレビ電話による出席を含む。）、その過半数をもって決議しこれを行う。但し、特別委員に事故があるときその他特段の事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。
7. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項（以下「本諮問事項」という。）について、特別委員会において決議された結論に基づき、原則として理由の要旨を付して勧告を行うものとする。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする（但し、対抗措置の発動の是非につき株主意思を確認するための株主総会が開催された場合には、当該株主総会の決議に従う。）。
 - (1)大規模買付行為③への該当性
 - (2)取締役会評価期間の延長の是非
 - (3)対抗措置の発動の是非(発動の是非につき株主意思を確認するための株主総会の開催の是非を含む。)
 - (4)発動された対抗措置の維持の是非
 - (5)その他当社取締役会が特別委員会に諮問する事項
8. 特別委員会は、当社取締役会より、当社取締役会が大規模買付ルールに基づく手続の過程および本諮問事項の検討に際して使用または検討した資料および情報のすべての提供を受ける。
9. 特別委員会は、本諮問事項の検討に際して必要となる資料および情報を、当社の費用において自ら収集し、または当社取締役会に対して収集を要請することができる。また、特別委員会は、取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を特別委員会に出席させ、必要な事項について説明を求めることができる。
10. 特別委員は、善良なる管理者の注意をもって、忠実に職務を遂行することを要し、その職務遂行の客観性および中立性に疑義を生ぜしめる一切の行為を行ってはならない。
11. 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて、外部専門家等の助言を得るものとする。かかる助言の取得に際して要した費用は、原則として、すべて当社が負担する。

(別紙5)

特別委員会委員の略歴

- 道林 孝司 (みちばやし たかし) : 当社社外取締役
 - ・1975年4月 新日本製鐵株式会社(現日本製鐵株式会社)入社
 - ・1997年6月 同社本社経営企画部海外事業企画グループマネージャー
 - ・1999年7月 サイアム・ユナイテッド・スチール社出向(社長室長)
 - ・2005年4月 日本重化学工業株式会社顧問
 - ・2006年6月 同社常務取締役
 - ・2008年6月 同社専務取締役
 - ・2010年6月 同社代表取締役社長
 - ・2014年6月 同社特別顧問
 - ・2016年6月 当社社外取締役(現職)
- 谷 謙二 (たに けんじ) : 当社社外取締役
 - ・1978年4月 三菱商事株式会社入社
 - ・2009年4月 同社執行役員非鉄金属本部長
 - ・2011年4月 三菱商事ユニメタルズ株式会社 (現三菱商事RtMジャパン株式会社) 代表取締役社長
 - ・2013年4月 三菱商事RtMジャパン株式会社代表取締役社長
 - ・2019年6月 当社社外監査役
 - ・2021年6月 株式会社大紀アルミニウム工業所社外取締役 (現職)
 - ・2021年6月 当社社外取締役 (現職)
- 菅 泰三 (すが たいぞう) : 当社社外取締役
 - ・1978年4月 石川島播磨重工業株式会社 (現株式会社IHI) 入社
 - ・2004年7月 同社財務部資金グループ部長
 - ・2007年4月 同社経営企画部グループ経営企画グループ部長
 - ・2010年4月 株式会社IHI新事業推進部長
 - ・2012年4月 同社新事業推進部長 (兼) リチウムイオン電池事業推進部長
 - ・2013年4月 同社執行役員都市開発セクター長 (兼) 高度情報マネジメント統括本部長
 - ・2014年4月 同社執行役員
IHI ASIA PACIFIC PTE. LTD. (アジア大洋州統括会社) 社長
 - ・2017年4月 同社顧問
 - ・2017年6月 同社常勤監査役
 - ・2021年6月 同社顧問
 - ・2021年6月 当社社外取締役 (現職)

- 江藤 尚美 (えとう なおみ)：当社社外取締役
 - ・1979年4月 ブリヂストーンタイヤ株式会社 (現株式会社ブリヂストーン) 入社
 - ・2004年11月 株式会社ブリヂストーン広報宣伝部長
 - ・2009年3月 同社執行役員 総務・コーポレートコミュニケーション担当
 - ・2014年2月 株式会社ゼンショーホールディングス執行役員グループCC本部長
 - ・2014年6月 同社取締役グループCC本部長
 - ・2015年1月 同社取締役グループ総務本部長
 - ・2020年5月 同社取締役
 - ・2020年6月 森永製菓株式会社社外取締役 (現職)
 - ・2022年6月 日清オイリオグループ株式会社社外取締役 (現職)
 - ・2022年6月 当社社外取締役 (現職)
- 川端 泰司 (かわばた やすじ)：当社社外監査役
 - ・1979年4月 日本精線株式会社入社
 - ・2007年6月 同社販売企画部長
 - ・2010年4月 同社執行役員東京支店長
 - ・2014年4月 同社執行役員大阪支店長
 - ・2014年5月 同社常務執行役員大阪支店長
 - ・2015年1月 同社常務執行役員
 - ・2016年6月 同社取締役常務執行役員
 - ・2019年4月 同社取締役
 - ・2019年6月 同社顧問
 - ・2020年6月 当社社外監査役 (現職)
- 星谷 哲男 (ほしや てつお)：当社社外監査役
 - ・1983年4月 株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行
 - ・2006年9月 Citibank N.A.入行
 - ・2006年9月 同行東京支店ダイレクター
 - ・2008年3月 Citibank Japan Ltd.ダイレクター大阪支店長
 - ・2009年3月 同行公共法人部長兼務
 - ・2011年6月 ING Bank N.V.入行
 - ・2011年6月 同行東京支店ダイレクター営業本部長
 - ・2013年10月 同行マネージングダイレクター在日代表 (兼) 営業本部長
 - ・2019年4月 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会デピュティ・チーフ・セレモニー・オフィサー
 - ・2021年4月 同組織委員会アドバイザー (セレモニー)
 - ・2021年6月 当社社外監査役 (現職)
 - ・2021年6月 株式会社ジー・テイスト (現株式会社焼肉坂井ホールディングス) 社外取締役 (現職)

なお、当社は、上記6名の社外役員を、株式会社東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

(ご参考)

取締役の選任に関する方針・手続

取締役の選任については、委員の過半数が独立社外取締役により構成される指名・報酬委員会において、公正かつ透明性を確保しつつ審議を行い取締役会に適切に答申いたします。求められる役割を適切に果たすことができる知識、能力、経験、実績等を総合的に勘案し、取締役会で決定いたします。

取締役会のスキル・マトリックス

当社取締役会が備えるべきスキル項目を①企業経営、②販売（国内・国外）・マーケティング、③製造・設備・研究開発、④財務・会計・人事、⑤グローバル、⑥IT・リスク管理と特定しております。

第2号議案、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを備えるメンバーにより構成されます。

氏名	当社における地位	スキル項目					
		企業経営	販売（国内・国外）・マーケティング	製造・設備・研究開発	財務・会計・人事	グローバル	IT・リスク管理
久保田 尚 志	代表取締役社長	●	●		●		
小 林 伸 互	代表取締役専務執行役員	●			●		●
浦 田 成 己	取締役専務執行役員	●	●			●	●
豊 田 浩	取締役常務執行役員	●			●	●	●
山 田 恒	取締役常務執行役員	●		●			●
道 林 孝 司	社外取締役	●			●	●	
谷 謙 二	社外取締役	●	●			●	
菅 泰 三	社外取締役	●			●	●	
江 藤 尚 美	社外取締役	●			●		●
木 内 康 裕	常勤監査役	●	●		●	●	●
小野寺 俊 博	常勤監査役	●			●		●
川 端 泰 司	社外監査役	●	●				
星 谷 哲 男	社外監査役	●			●	●	

(注) 常勤監査役は本総会終了後の監査役会にて、代表取締役はその後の取締役会にて選定いたします。

以 上

事業報告 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、欧州における地政学的リスクの長期化や世界的なインフレとそれに対する欧米の金融引き締め、為替の大幅な変動など、不安定な状況が続きました。

ステンレス特殊鋼業界におきましては、年度前半には堅調に推移していたステンレス一般材需要が自動車等の輸送機器分野での回復の遅れや半導体分野での減速等から市中流通在庫が余剰となり、年度後半より調整局面となりました。

当社グループの戦略分野である高機能材（ステンレス鋼や合金の中で、高耐食性、耐熱性、高強度、熱膨張制御、軟磁性等、優れた機能性を持つ材料をいいます。）につきましては、米国の住宅着工件数の減少などから家電製品向けシーズヒーターやバイメタル等の耐久消費財分野は調整局面が継続する一方、中国での太陽光発電向けなど再生可能エネルギー分野は堅調に推移しました。

また、原料・資材・エネルギー・電力価格は引き続き上昇基調にあり、慢性的なコストアップ要因となりました。

第141期（2023年3月期連結業績）

売上高	199,324 百万円	前年度比 33.8 % の増加 ↗
経常利益	27,738 百万円	前年度比 116.6 % の増加 ↗
親会社株主に帰属する当期純利益	19,703 百万円	前年度比 132.6 % の増加 ↗

当社グループではこのような外部環境に対応して、「中期経営計画2020」で掲げた施策を着実に遂行し、原材料価格の上昇に見合ったロールマージンの確保および徹底したコストダウンを実施してまいりました。その結果、当社における当事業年度の販売数量は前年同期比3.9%減（高機能材9.7%減、ステンレス一般材2.7%減）となりましたが、販売単価の上昇により当連結会計年度の売上高は1,993億24百万円（前連結会計年度比503億98百万円増）、経常利益は277億38百万円（前連結会計年度比149億31百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は197億3百万円（前連結会計年度比112億31百万円増）となりました。

なお、「中期経営計画2020」で掲げた数値目標と各年度の実績は下表のとおりでございます。

【「中期経営計画2020」最終年度（2022年度）目標数値と各年度の実績】

	2020年度実績	2021年度実績	2022年度実績	中期経営計画 最終年度 (2022年度) 目標
高機能材部門 売上高比率	40.5%	41.1%	42.4%	45%
営業利益（連結）	61億円	140億円	293億円	90億円以上
ROE（連結）	7.1%	14.4%	27.8%	10%以上
ネットD/E（連結）	0.79	0.99	0.93	1.0未満
総還元性向（連結）	24.8% 注1	24.9% 注2	15.2%（配当性向）注3	25%程度

(注) 1 2020年度の総還元性向（連結）は、2020年度当期純利益に対する2020年度配当金総額および当社取締役会決議に基づき2021年5月10日から同年5月31日までの間に実施した自己株式の取得価額総額を合算した金額の割合です。

2 2021年度の総還元性向（連結）は、2021年度当期純利益に対する2021年度配当金総額および当社取締役会決議に基づき2022年5月10日から同年5月31日までの間に実施した自己株式の取得価額総額を合算した金額の割合です。

3 当期末配当を1株当たり130円として実施し、2022年度通期では1株当たり200円の配当となることで、2022年度の配当性向は15.2%となります。それに加え、当社取締役会決議に基づき2023年5月10日より実施している自己株式取得（後記、「会社の株式に関する事項7.その他株式に関する重要な事項」に記載しております。）によって、2022年度の総還元性向（連結）は25%程度となる予定であります。

【中期経営計画の施策に関わるトピックス】

1. 今後成長が期待される分野での製品開発や営業の具体的な成果
 - ・当社が開発したスーパーオーステナイト系ステンレス鋼NAS254Nを使用し、2002年に建設された日本食塩製造株式会社の食塩製造タンクを検査した結果、腐食による損傷がないことが確認された。
 - ・耐食性に優れた二相ステンレス鋼NAS64を素材とし、グループ会社であるナストア株式会社が製造した溶接鋼管が、電源開発株式会社 鬼首(おにこうべ)地熱発電所に採用された。
 - ・株式会社資生堂 福岡久留米工場に床用ステンレス鋼板であるポルカプレートが採用された。
2. ESG課題に関連する主な取組み
 - ・サステナビリティレポート2022を発行。
 - ・「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」提言に賛同を表明。
 - ・川崎市が民間事業者と連携し、川崎臨海部(川崎港)におけるカーボンニュートラル化に向けて新たに設立した「川崎カーボンニュートラルコンビナート形成推進協議会」に参画。
3. 戦略設備投資の実行と技術力の更なる向上による競争力強化
 - ・川崎製造所への戦略投資の一環として決定した薄板工場高効率冷間圧延設備の導入および既設冷間圧延設備の改造に対し、川崎市の「川崎臨海部産業競争力促進補助金」交付が正式に決定。

剰余金の配当に関しましては、当社は事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを考慮しつつ、さらなる財務体質の強化を図りながら安定的に実施することを基本方針としており、当期の期末配当につきましては、1株当たり130円の実施を予定しております。これにより当期の年間配当は、2022年9月30日を基準日とした中間配当（1株当たり70円）と合わせ、1株当たり200円となります。

② 設備投資の状況

当社グループにおきましては、将来を見据えた構想に基づく戦略設備投資計画を推進しております。当事業年度は、戦略設備投資の一環である川崎製造所薄板工場のスリッターラインの新設・改造を進めた他、川崎製造所・大江山製造所における事業強化のための投資、省エネルギー関連投資、システム関連投資、リスク対応投資、老朽劣化対応投資を実施いたしました。

当連結会計年度の実績は、92億89百万円となりました。

③ 資金調達の状況

運転資金ならびに設備投資資金は自己資金、借入金より充ちいたしました。

2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、ロシアのウクライナ侵攻による世界経済の分断に起因したLMEニッケル価格の急激な変動や原材料価格の高騰、東アジアの過剰設備等を背景にした輸入ステンレス鋼材の国内マーケットへの流入等、近年大きく変化しており、乗り越えるべき課題が顕在化しております。

再生可能エネルギー分野など環境分野については中国をはじめ引き続き底堅い需要が見込まれますが、その他の高機能材やステンレス市場全般の在庫調整や需要の動向については、依然として先行き不透明な状況が継続することが予想されます。

こうした事業環境を踏まえ、2025年の当社創立100周年を越えてその先も持続的な成長を遂げるため、2023年度を初年度とする3か年計画「中期経営計画2023」を策定いたしました。

本中期経営計画に基づく諸施策を着実に実行し、中長期的な企業価値向上に向けて財務基盤の強化と収益力向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【「中期経営計画2023」の概要】

1. 「中期経営計画2023」での目指す姿

「『製品と原料の多様化』を追求し、ニッケル高合金・ステンレス市場におけるトップサプライヤーとして地球の未来に貢献」

2. 「中期経営計画2023」の基本戦略

①高度化する市場ニーズを追求し新たな価値を生み出す産業素材の開発・提供

<主要施策>

- ・成長分野（環境・脱炭素など）、ターゲット市場（中国・インドなど）への高機能材の拡販
- ・中国合併会社を軸にアライアンスの深化・拡大による製品アイテムの拡充（鋼種・サイズ）
- ・一般ステンレス事業における輸入材との差別化領域を拡大し安定的な収益基盤維持

②技術の優位性を高め市場環境の変化に対応する効率的な生産体制の構築

<主要施策>

- ・多様な高機能材の安定的な増産を実現する製造技術の開発・確立
- ・新設設備の最大能力発揮と既存設備の強化による操業安定化・生産性向上
- ・カーボンニュートラルに資する将来の製造技術の優位性確保（カーボンレス・ニッケル製錬など）
- ・原料調達が多様化により継続的なコスト競争力強化

③環境変化にも揺らぐことのない持続可能な経営基盤の確立

<主要施策>

- ・ 中長期的な視点での人的資本・研究開発・設備投資計画の立案・実行（年間100億円以上）
- ・ DX推進による経営リソースの効率的活用
- ・ 「信用格付A格」取得を視野に入れた財務基盤の強化
- ・ グループ経営プラットフォームの共通化による経営基盤強化

3. 「中期経営計画2023」の設備投資計画

<設備投資金額（3か年合計）>

内訳	決裁ベース	検収ベース
戦略投資	115億円	176億円
コーポレート基盤強化 注1	55億円	49億円
更新投資	90億円	77億円
グループ会社	50億円	42億円
合計	310億円	344億円

(参考：減価償却費3か年合計185億円)

(注) 1 コーポレート基盤強化：研究開発、環境対応、システム関連等

4. 「中期経営計画2023」の目標数値

「中期経営計画2023」達成目標

	2025年度	「中期経営計画2020」実績平均
高機能材売上高比率（単体）	50%	41%
E B I T D A（連結）	200億円以上	202億円
ROE（連結）	10.0%	17.2%
総還元性向（連結）注1	35%	25.3%（2022年度見込み）注2
CO ₂ 削減率（2013年度対比単体）注3	▲46%以上	▲44.8%（2022年度見込み）
（参考）ネットD/Eレシオ	0.5～1.0	0.93（2022年度）

(注) 1 価値向上の為に戦略設備投資を積極的に行うことで「稼ぐ力」を高めるとともに、株主還元として安定的かつ継続的な配当を実施し、必要に応じて自己株式の取得を機動的に行うなど、総還元性向35%を目指します。

2 2022年度実績 通期配当+自己株式の取得(5月9日開示)により、「中期経営計画2020」目標の総還元性向25%程度を達成する見込みです。

〈ご参考〉総還元性向実績：2019年度17%（「中期経営計画2017」最終年度）

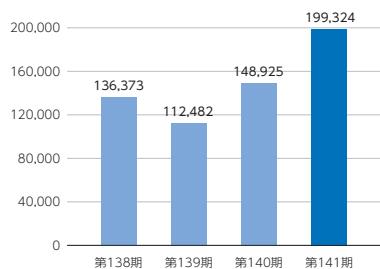
3 既に発表していますカーボンニュートラル計画で掲げた2030年度達成目標を前倒しすることにいたしました。

3. 財産および損益の状況

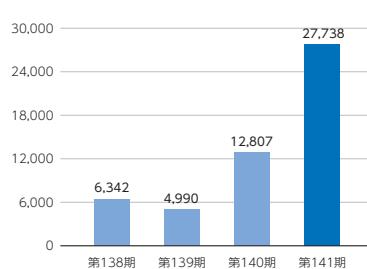
① 直前3連結会計年度

区 分	第138期 2019年度	第139期 2020年度	第140期 2021年度	第141期 (当連結会計年度) 2022年度
売上高 (百万円)	136,373	112,482	148,925	199,324
経常利益 (百万円)	6,342	4,990	12,807	27,738
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,325	3,764	8,471	19,703
1株当たり当期純利益 (円)	350.09	247.85	561.25	1,316.79
総資産 (百万円)	158,568	161,230	187,494	222,294
純資産 (百万円)	51,131	55,127	62,169	79,619

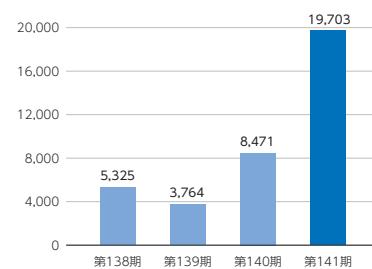
売上高



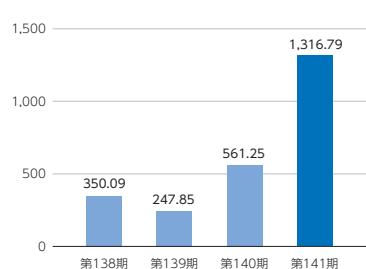
経常利益



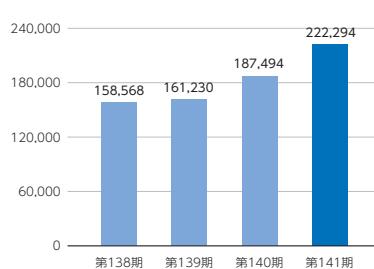
親会社株主に帰属する当期純利益



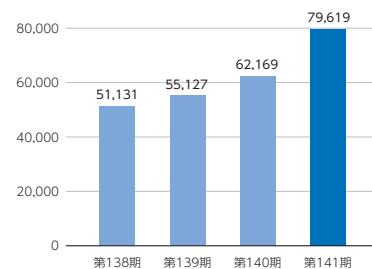
1株当たり当期純利益



総資産



純資産



② 直前3事業年度

区 分	第138期 2019年度	第139期 2020年度	第140期 2021年度	第141期 (当事業年度) 2022年度
売上高 (百万円)	111,472	90,059	124,778	177,529
経常利益 (百万円)	5,092	4,285	10,413	24,761
当期純利益 (百万円)	4,452	3,375	6,723	17,853
1株当たり当期純利益 (円)	292.61	222.13	445.28	1,192.78
総資産 (百万円)	140,476	146,246	171,511	200,407
純資産 (百万円)	46,127	49,572	54,877	70,269

- (注) 1 2019年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っており、1株当たり当期純利益は、株式併合が第138期(2019年度)期首に行われたと仮定して算出してあります。
- 2 第140期(2021年度)期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等および「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日)等を適用しています。

ご参考 当社の売上高内訳表

区 分	第140期 2021年度 (A)	第141期 2022年度 (B)	前期比 (B) / (A)	
高機能材	販売量 千トン	48.2	43.6	90.3%
	売上高 百万円	51,309	75,255	146.7%
ステンレス鋼板	販売量 千トン	175.8	171.2	97.3%
	売上高 百万円	71,553	99,758	139.4%
OEM材	販売量 千トン	3.5	4.1	115.7%
	売上高 百万円	1,009	1,474	146.1%
その他	売上高 百万円	907	1,041	114.8%
合 計	売上高 百万円	124,778	177,529	142.3%
うち輸出	売上高 百万円	34,509	51,099	148.1%

4. 重要な子会社等の状況 (2023年3月31日現在)

①子会社

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
ナストーア株式会社	百万円 100	% 100.00	ステンレス鋼および高機能材の溶接鋼管の製造ならびに販売
ナス鋼帯株式会社	682	100.00	ステンレス磨帯鋼製造ならびに販売
ナス物産株式会社	785	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
グリーンメタル株式会社	200	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ナスエンジニアリング株式会社	102	100.00	設備設置工事、他エンジニアリング事業
ナステック株式会社	100	100.00	特殊鋼・ステンレス鋼の製造・加工に係わる作業受託業務
宮津海陸運輸株式会社	32	100.00	港湾運送、貨物自動車運送、通関業ならびに加工砂の販売
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	千パーツ 220,000	99.99	ステンレス鋼管および加工品の製造販売

(注) 議決権の所有割合には間接所有割合が含まれております。

②持分法適用関連会社

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
三豊金属株式会社	百万円 20	% 49.00	ステンレス鋼および非鉄金属材料の販売ならびに加工

(注) 議決権の所有割合は間接所有割合です。

5. 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

ステンレス鋼、耐熱鋼および高ニッケル合金の板 (薄板、中厚板)・帯 (コイル)、鍛造品ならびに加工品の製造・販売、フェロニッケルの製造

6. 主要な拠点等 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都中央区京橋一丁目5番8号
支店	東京支店 (東京都中央区)、大阪支店 (大阪府大阪市)、九州支店(福岡県福岡市)、名古屋支店 (愛知県名古屋)、広島支店 (広島県広島市)、新潟支店 (新潟県新潟市)
工場	川崎製造所(神奈川県川崎市)、大江山製造所(京都府宮津市)

② 子会社

ナスストア株式会社	本社(東京都中央区)
	支店 大阪支店 (大阪府大阪市)
	工場 茅ヶ崎製造所(神奈川県茅ヶ崎市)
ナス鋼帯株式会社	本社(大阪府大阪市)
	支店 東京支店 (東京都中央区)、大阪支店 (大阪府大阪市)
	工場 滋賀工場 (滋賀県湖南市)
ナス物産株式会社	本社(東京都中央区)
	支店 東京支店 (東京都中央区)、名古屋支店 (愛知県小牧市)、大阪支店 (大阪府堺市)
	事業部 関西加工センター(大阪府堺市)、中部加工センター (愛知県小牧市)
NAS TOA (THAILAND) CO.,LTD.	本社・工場(タイ)

(注) 他に海外における拠点として中国上海に「日邦冶金商貿(上海)有限公司」、米国シカゴに「NIPPON YAKIN AMERICA,INC.」、英国ロンドンに「NIPPON YAKIN EUROPE LIMITED」、およびシンガポールに「NIPPON YAKIN ASIA PTE. LTD.」の各現地法人があります。また、中国南京に南京鋼鉄股份有限公司等との合併会社「南鋼日邦冶金商貿(南京)有限公司」があります。

7. 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

	企業集団	当社	平均年齢	
			平均年齢	平均勤続年数
従業員数	2,091名	1,156名	42歳9カ月	19年7カ月
前年度末比増減	増11名	増50名		

(注) 従業員数は就業人員です。

8. 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	15,668百万円
株式会社三菱UFJ銀行	10,973
三井住友信託銀行株式会社	2,933

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

普通株式 55,800,000株

2. 発行済株式の総数

普通株式 15,497,333株 (うち 自己株式数 540,970株)

3. 単元株式数

100株

4. 当事業年度末の株主数

19,584名

5. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,885 千株	12.61 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	470	3.15
日本冶金協力会社持株会	467	3.12
株式会社みずほ銀行	311	2.08
河合 映治	307	2.06
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	292	1.95
日本冶金ナス持株会	248	1.66
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	225	1.51
前島 崇志	200	1.34
樽崎 潤	181	1.21

(注) 1 持株数は1,000株未満を切り捨てて記載しております。

2 当社は、自己株式540,970株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

6. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

① 株式報酬（特定譲渡制限付株式）の内容

2022年7月25日開催の取締役会の決議により、社外取締役を除く取締役（以下本6.において「対象取締役」といいます。）に対して、次のとおり、特定譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分をいたしました（以下本6.において「本自己株式処分」といいます。）。

払込期日	2022年8月25日
処分した株式の種類および総数	当社普通株式5,656株
処分総額	12,471,480円
株式の割当ての対象者およびその人数ならびに割当てる株式の数	対象取締役5名 5,656株

当社は、本自己株式処分にあたり、対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結しました。

（ア）譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日（2022年8月25日）から2052年8月24日までの間（以下本6.において「本譲渡制限期間」といいます。）、割り当てられた株式（以下本6.において「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

（イ）譲渡制限の解除条件・組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、対象取締役が当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも正当な事由により退任または退職した場合は、または、当社が消滅会社または完全子会社となる組織再編等に関する事項が承認された場合には、2022年7月から当該退任、退職または承認の日を含む月までの月数を12で除した数（1を上限とする）を本割当株式数に乗じた数の本割当株式の譲渡制限を解除し、残りの本割当株式を無償で取得します。

（ウ）当社による無償取得

対象取締役が本譲渡制限期間中に正当な理由なく退任または退職した場合には、当社が無償で本割当株式を取得します。

② 当事業年度中に取締役、その他役員に交付した株式（特定譲渡制限付株式）の区分別合計

	株式の種類および数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	当社普通株式5,656株	5名
社外取締役	-	-
監査役	-	-

（注） なお、上記①の本自己株式処分にあたっては、取締役を兼務しない執行役員10名に対して、特定譲渡制限付株式報酬として当社普通株式7,424株（本自己株式処分との合計13,080株）を交付しております。取締役を兼務しない執行役員に対する処分総額は16,369,920円（本自己株式処分との合計28,841,400円）となります。

7. その他株式に関する重要な事項

2023年5月9日開催の当社取締役会において、以下の通り、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

- ① 自己株式の取得を行う理由
株主還元の実現と資本効率の向上を図るため
- ② 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	666,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.5%）
株式の取得対価の総額	2,000,000,000円（上限）
取得期間	2023年5月10日～同年6月30日

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
久保田 尚志	代表取締役社長	
小林 伸互	代表取締役	
浦田 成己	取締役	
豊田 浩	取締役	
山田 恒	取締役	
道林 孝司	取締役	
谷 謙二	取締役	株式会社大紀アルミニウム工業所 社外取締役
菅 泰三	取締役	
江藤 尚美	取締役	森永製菓株式会社 社外取締役 日清オイリオグループ株式会社 社外取締役
木内 康裕	常勤監査役	
小林 靖彦	常勤監査役	
川端 泰司	監査役	
星谷 哲男	監査役	株式会社焼肉坂井ホールディングス 社外取締役

- (注) 1 2022年6月28日開催の第140期定時株主総会において、浦田成己、豊田浩、山田恒、江藤尚美の4氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。また、同日、第140期定時株主総会終結の時をもちまして、取締役 木村始氏が辞任により、取締役 伊藤真平氏が任期満了により退任いたしました。
- 2 取締役 道林孝司、谷謙二、菅泰三、江藤尚美の4氏は社外取締役であります。
- 3 監査役 川端泰司、星谷哲男の2氏は社外監査役であります。
- 4 常勤監査役 木内康裕、小林靖彦の2氏および監査役 星谷哲男氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
- ・常勤監査役 木内康裕氏は、金融機関における長年の業務経験および当社における経営企画・管理の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
 - ・常勤監査役 小林靖彦氏は、当社の経理、財務および内部監査部門における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
 - ・監査役 星谷哲男氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
- 5 当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 6 当社は、取締役 道林孝司、谷謙二、菅泰三、江藤尚美、監査役 川端泰司、星谷哲男の6氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- 7 当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、取締役会全体の実効性について、7回目の分析・評価（対象期間：2022年4月1日～2023年3月31日）を実施いたしました。評価結果の概要につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。
(<https://www.nyk.co.jp/about/governance/board.html>)
- 8 取締役会の任意の諮問機関として取締役社長を委員長とし、4名の社外取締役を委員として構成する指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、役員の指名、報酬等に関する事項について、公正かつ透明性を確保しつつ審議を行い、取締役会に適切に答申を行っております。
- 9 当社では、取締役会の活性化・機能強化を図るとともに、業務執行にかかわる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行の迅速化を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。2023年3月31日現在の執行役員の状況は次のとおりです。

役 位	氏 名	担 当
執行役員社長	久保田 尚 志	
専務執行役員	小 林 伸 互	経理部、人事部、総務部担当
専務執行役員	王 昆	技術研究所、グループ環境・知的財産部担当
常務執行役員	浦 田 成 己	営業本部長 営業本部（販売企画部、ソリューション営業部）、販売担当6支店、海外営業部、海外現地法人担当
常務執行役員	豊 田 浩	経営企画部長 経営企画部、法務・広報部、情報システム部担当
常務執行役員	山 田 恒	川崎製造所長 川崎製造所担当
常務執行役員	永 田 顕 二	原料鉱石部、購買部、大江山製造所担当
執行役員	福 田 章 弘	人事部長
執行役員	秋 本 朗	営業本部副本部長
執行役員	早 川 尚	川崎製造所副所長
執行役員	荻 原 浩	M P I プロジェクトリーダー 設備企画部、M P I プロジェクト担当
執行役員	星 野 誠	情報システム部長
執行役員	高 橋 弘 喜	東京支店長
執行役員	新 崎 諭	川崎製造所副所長
執行役員	平 田 茂	技術研究所長

2. 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役会は、指名・報酬委員会の審議・答申の結果を踏まえて、2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めております。また、決定方針の適用対象は、取締役を兼務しない執行役員、および監査役を含むものとし、取締役を兼務しない執行役員の取り扱いは社外取締役を除く取締役と同様としております。

決定方針の概要は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の役員の報酬等は、ア.基準報酬、イ.株式報酬、およびウ.役員賞与から構成される。但し、経営に対する独立性、および客観性を重視する観点から、社外取締役、および監査役の報酬等は、ア.基準報酬のみとする。

ア.基準報酬の決定に関する方針

基準報酬は、役位ごとにその金額を定め、原則として月額で固定とし、現金で支給する。

イ.株式報酬の決定に関する方針

株主との価値の共有を図る中長期のインセンティブとして、基準報酬の10%相当の特定譲渡制限付株式を、社外取締役を除く取締役（以下本イ.において「対象取締役」といいます。）に対して、毎年、一定の時期に付与する。当社と対象取締役との間で概要以下の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結する。

① 対象取締役は、特定譲渡制限付株式の払込期日から30年までの間で取締役会が定める期間中、当該特定譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 当該期間中に、対象取締役が正当な理由なく退任または退職した場合には、当社が無償で特定譲渡制限付株式の全部を取得する。

③ 当該期間中に、対象取締役が当社の取締役または執行役員の地位から正当な理由により退任または退職した場合、または、当社が消滅会社または完全子会社となる組織再編等に関する事項が承認された場合には、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該退任、退職または承認の日を含む月までの月数を12で除した数（1を上限とする）の割合の特定譲渡制限付株式の譲渡制限を解除し、残りの特定譲渡制限付株式を無償で取得する。

ウ.役員賞与の決定に関する方針

短期的なインセンティブとして、個別業績を反映した役員賞与を支給する。役員賞与の総額は、役員賞与の支給対象期間となる事業年度の連結営業利益を業績指標とし、かつ配当総額、ならびにその他の事項も考慮して支給の可否、および総額を決定する。支給対象となる役員は当該事業年度末に在任または在職している役員

(社外取締役、および監査役を除く)とし、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

2. 基準報酬の額、株式報酬の額、および役員賞与の額の役員の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
報酬の種類ごとの比率の目安は基準報酬10に対し、株式報酬1とする。役員賞与は業績に連動し、業績によっては不支給とする。
3. 役員報酬の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項
基準報酬の総額、および役員賞与の総額は、過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、取締役会の決議により決定する。取締役に対する個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長が、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて決定する。
株式報酬の総額は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、取締役会で決定する。個人別の報酬の内容は、基準報酬の一定割合を目安とし代表取締役社長が決定する。
監査役の個人別の基準報酬額は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、監査役の協議により決定する。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等については、2007年6月27日開催の第125期定時株主総会において、取締役の基準報酬額を月額35百万円(年額420百万円)以内、取締役の役員賞与を年額150百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分としての給与および賞与を含みません)、監査役の基準報酬額を月額6百万円以内(年額72百万円以内)と決議いただいております。上記決議の際の取締役の員数は12名(うち社外取締役0名)、監査役の員数は4名になります。また、上記報酬とは別枠で、2019年6月26日開催の第137期定時株主総会において、特定譲渡制限付株式報酬制度を導入し、この制度に基づき、取締役(社外取締役を除きます)に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額42百万円以内、取締役(社外取締役を除きます)に対して発行または処分される特定譲渡制限付株式の総数を年33,600株(2019年10月1日付で当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったことによる調整後の総数)以内とし、特定譲渡制限付株式の発行または処分に当たっては、当社と取締役(社外取締役を除きます)の間で、概要、上記①1.イ.記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結すると決議いただいております。上記決議の際の取締役(社外取締役を除きます)の員数は4名になります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

(ア) 委任を受けた者の氏名、地位および担当、ならびに委任された権限の内容

当社の取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の基準報酬、役員賞与および株式報酬の内容の決定を、代表取締役社長 久保田尚志氏に委任しました。

(イ) 委任した理由

基準報酬は役位ごとにその金額を定め、株式報酬は基準報酬の10%相当としていることから、代表取締役社長が機動的に決定することが適していること、また、役員賞与は各取締役の個別業績を反映した評価配分を行うこととしており、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(ウ) 権限が適切に行使されるよう講じた措置

基準報酬、役員賞与および株式報酬の総額は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、取締役会が決定しております。また、代表取締役社長は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、個人別の基準報酬および役員賞与の内容を決定し、個人別の株式報酬の内容は、基準報酬の10%相当として決定しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	対象となる役員の員数 人	報酬等の総額 百万円	報酬等の種類別の総額 百万円		
			基準報酬	業績連動報酬等 (役員賞与)	非金銭報酬等 (特定譲渡制限付株式)
取締役 (うち社外取締役)	11 (4)	295 (27)	149 (27)	134 (-)	12 (-)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	38 (12)	38 (12)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度中に退任した取締役2名分が含まれております。
2. 業績連動報酬等として、社外取締役を除く取締役に対して役員賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は当事業年度の連結営業利益であり、当該業績指標を選定した理由は、中期経営計画の達成目標のひとつに掲げているためです。業績連動報酬等の額の算定方法は、当事業年度の連結営業利益のほか、配当総額およびその他の事項を考慮して支給の可否および総額を決定しております。当事業年度の連結営業利益の目標は90億円以上としており、実績は292億56百万円となりました。
3. 非金銭報酬等として、社外取締役を除く取締役に対して特定譲渡制限付株式を付与しております。当該特定譲渡制限付株式の内容および交付状況は、「会社の株式に関する事項 6. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

3. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役 谷謙二氏は、株式会社大紀アルミニウム工業所の社外取締役であります。株式会社大紀アルミニウム工業所と当社間に特別な関係はありません。
- ・社外取締役 江藤尚美氏は、森永製菓株式会社および日清オイリオグループ株式会社の社外取締役であります。森永製菓株式会社および日清オイリオグループ株式会社と当社間に特別な関係はありません。
- ・社外監査役 星谷哲男氏は、株式会社焼肉坂井ホールディングスの社外取締役であります。株式会社焼肉坂井ホールディングスと当社間に特別な関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当ありません。

③ 当事業年度における主な活動状況等

	出席状況、発言状況および 社外取締役・社外監査役として期待される役割に関し行った職務の概要
社外取締役 道林 孝司	当期に開催された取締役会15回開催中15回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。 同氏は、日本重化学工業株式会社代表取締役社長等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見から、取締役会において積極的に発言を行うなど、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
社外取締役 谷 謙二	当期に開催された取締役会15回開催中15回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。 同氏は、三菱商事RtMジャパン株式会社代表取締役社長等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見から、取締役会において積極的に発言を行うなど、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
社外取締役 菅 泰三	当期に開催された取締役会15回開催中15回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。 同氏は、株式会社IHI常勤監査役等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見から、取締役会において積極的に発言を行うなど、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。

	出席状況、発言状況および 社外取締役・社外監査役として期待される役割に関し行った職務の概要
社外取締役 江藤 尚美	<p>2022年6月28日就任以降、当期に開催された取締役会12回開催中12回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は、株式会社ゼンショーホールディングス取締役等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見から、取締役会において積極的に発言を行うなど、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。</p>
社外監査役 川端 泰司	<p>当期に開催された取締役会15回開催中15回、監査役会18回開催中18回出席いたしました。</p> <p>同氏は、日本精線株式会社の取締役常務執行役員等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社は、的確な助言と監査をしていただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見を活かし、取締役会において必要な意見、発言を適宜行い、また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する審議を行うなど、社外監査役としての適切な役割を果たしております。</p>
社外監査役 星谷 哲男	<p>当期に開催された取締役会15回開催中15回、監査役会18回開催中18回出席いたしました。</p> <p>同氏は、ING Bank N.V.のマネージングダイレクター在日代表等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に加え、長年の金融機関での業務経験から培われた財務および会計業務に関する豊富な経験と知識を有しており、当社は、的確な助言と監査をしていただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見を活かし、取締役会において必要な意見、発言を適宜行い、また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する審議を行うなど、社外監査役としての適切な役割を果たしております。</p>

(注) 各氏はまた、当社代表取締役社長との定期的な意見交換会に参加、議論を行っております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および取締役会決議により会社法上の重要な使用人として選任された管理職従業員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、すべての被保険者について、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 八重洲監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

① 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号) 第2条第1項に規定する業務に基づく報酬

年額 48百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの算出根拠と算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

年額 60百万円

(注) 当社の子会社であるNAS TOA (THAILAND) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか正当な理由がある場合には、監査役会は、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「Ⅰ. 社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること」、「Ⅱ. 自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること」、および「Ⅲ. 当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること」を経営理念に掲げております。

また、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

当社は、上記の経営理念および当社の企業価値の源泉についての考え方に基づき、2020年度からの3か年計画「中期経営計画2020」を策定し、「業界トップレベルの品質・納期・対応力で信頼され続けるグローバルサプライヤー」を目指すべき姿として諸施策を実行してまいりました。さらに、サステナビリティに関する重要課題として「事業活動を通じた地球環境への負荷軽減」を掲げ、2050年度を見据えたカーボンニュートラルや資源循環型社会の実現に向けて取り組みを進めております。その結果、「中期経営計画2020」最終年度の2022年度において連結営業利益の達成目標(90億円以上)を大幅に上回る293億円を計上いたしました。

一方で、この3年間においては、新型コロナウイルス感染症による世界経済の低迷、ロシアのウクライナ侵攻による世界経済の分断、それに伴う当社製品の主原料であるニッケル価格の乱高下、原燃料の供給不安や価格高騰など経済環境が激変しました。足許の中国経済の減速に加え、欧米における金融引き締めによる金融システムへの影響、さらに不透明な政治情勢や地球環境問題など、今後も様々な事業環境の変化が想定されます。

こうした事業環境の変化や予測困難な経営環境を踏まえつつ、2025年の当社創立100周年を越えてその先も持続的な成長を遂げるために、2023年度からの今後3年間で着手、実施していく施策を3か年計画「中期経営計画2023」としてとりまとめました。

【「中期経営計画2023」の概要】

1. 「中期経営計画2023」での目指す姿

「『製品と原料の多様化』を追求し、ニッケル高合金・ステンレス市場におけるトップサプライヤーとして地球の未来に貢献」

2. 「中期経営計画2023」の基本戦略

①高度化する市場ニーズを追求し新たな価値を生み出す産業素材の開発・提供

＜主要施策＞

- ・成長分野（環境・脱炭素など）、ターゲット市場（中国・インドなど）への高機能材の拡販
- ・中国合弁会社を軸にアライアンスの深化・拡大による製品アイテムの拡充（鋼種・サイズ）
- ・一般ステンレス事業における輸入材との差別化領域を拡大し安定的な収益基盤維持

②技術の優位性を高め市場環境の変化に対応する効率的な生産体制の構築

＜主要施策＞

- ・多様な高機能材の安定的な増産を実現する製造技術の開発・確立・新設設備の最大能力発揮と既存設備の強化による操業安定化・生産性向上
- ・カーボンニュートラルに資する将来の製造技術の優位性確保（カーボンレス・ニッケル製錬など）
- ・原料調達が多様化により継続的なコスト競争力強化

③環境変化にも揺らぐことのない持続可能な経営基盤の確立

＜主要施策＞

- ・中長期的な視点での人的資本・研究開発・設備投資計画の立案・実行（年間100億円以上）
- ・DX推進による経営リソースの効率的活用
- ・「信用格付A格」取得を視野に入れた財務基盤の強化
- ・グループ経営プラットフォームの共通化による経営基盤強化

3. 「中期経営計画2023」の設備投資計画

〈設備投資金額（3か年合計）〉

内訳	決裁ベース	検収ベース
戦略投資	115億円	176億円
コーポレート基盤強化 注1	55億円	49億円
更新投資	90億円	77億円
グループ会社	50億円	42億円
合計	310億円	344億円

（参考：減価償却費3か年合計185億円）

（注）1 コーポレート基盤強化：研究開発、環境対応、システム関連等

4. 「中期経営計画2023」の目標数値

「中期経営計画2023」達成目標

	2025年度	「中期経営計画2020」実績平均
高機能材売上高比率 (単体)	50%	41%
E B I T D A (連結)	200億円以上	202億円
R O E (連結)	10.0%	17.2%
総還元性向 (連結) 注1	35%	25.3% (2022年度見込み) 注2
CO ₂ 削減率 (2013年度対比単体) 注3	▲46%以上	▲44.8% (2022年度見込み)
(参考) ネットD/Eレシオ	0.5~1.0	0.93 (2022年度)

- (注) 1 価値向上の為に戦略設備投資を積極的に行うことで「稼ぐ力」を高めるとともに、株主還元として安定的かつ継続的な配当を実施し、必要に応じて自己株式の取得を機動的に行うなど、総還元性向35%を目指します。
- 2 2022年度実績 通期配当+自己株式の取得(5月9日開示)により、「中期経営計画2020」目標の総還元性向25%程度を達成する見込みです。
〈ご参考〉総還元性向実績：2019年度17% (「中期経営計画2017」最終年度)
- 3 既に発表していますカーボンニュートラル計画で掲げた2030年度達成目標を前倒しすることにいたしました。

なお、中長期的な視点で、時価総額1,000億円超をターゲットに、企業価値向上に向けて財務基盤強化と収益力向上に取り組んでまいります。そのために、「中期経営計画2023」で達成目標として掲げている「資本コストを上回る自己資本利益率(ROE)の水準10%」を上回る水準を確保するとともに、キャッシュフロー創出力を高め、持続的な企業成長に資する戦略設備投資と株主還元を実施し、市場からの評価を得ることで「株価純資産倍率(PBR)≧1」を確保すべく努めてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の内容の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/5480/tdnet/1823861/00.pdf>)

① 大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)ないし(iii)に該当する行為またはこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(iii) 上記(i)または(ii)に定める行為がなされたか否かにかかわらず、当社が発行者である株券等の特定の保有者と当社が発行者である株券等の他の保有者(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じです。)との間に共同保有者に該当することとなるような関係を形成する合意その他の行為、または当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を形成する行為(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者の株券等保有割合と当該他の保有者の株券等保有割合との合計が20%以上となるような場合に限ります。)

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記(イ)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間(以下「情報提供要請期間」といいます。)として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間(下記(エ)にて定義されます。)を開始するものとします。

また、当社は、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が合理的に判断したときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)します。

(エ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、外部専門家等の助言を得た上で、情報提供完了通知を行った日または情報提供要請期間が満了した日から、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(ア) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いもしくは行おうとすると、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いもしくは行おうと

する場合であっても、当該大規模買付行為がいわゆる高裁四類型および強圧的二段階買収のいずれかに該当すると判断される際には、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、(i) 対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合、または(ii) 特別委員会が株主意思確認株主総会を招集して株主の皆様のご意思を確認すべき旨を勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていたことができるとします。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(イ) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。

③ 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(ア) 特別委員会の設置および諮問等の手続

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会規則に基づき、特別委員会を設置しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

(イ) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、2020年6月25日開催の当社第138期定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されております。

(ウ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合には、当社取締役会の判断によって対抗措置を発動できるのは、当該大規模買付行為がいわゆる高裁四類型及び強圧的二段階買収のいずれかに該当すると判断される場合（この場合でも、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対する諮問手続を経ることを要します。）に限定されており、それ以外の場合には、必ず株主意思確認株主総会の決議に基づき対抗措置が発動されます。また、大規模買付者が大規模買付ルールに従わず大規模買付行為を行う場合についても、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるとしております。

(エ) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、2023年6月に開催予定の当社第141期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii) 当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、(iii) 2020年6月25日開催の当社第138期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

(4) 上記 (2) の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記 (2) の取組みを実施しております。上記 (2) の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記 (2) の取組みは、上記 (1) の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記 (2) の取組みは上記 (1) の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記 (3) の取組みについての取締役会の判断

上記 (3) の取組みは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行ってもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記 (1) の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記 (3) の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記 (3) の取組みにおいては、株主意の重視（株主総会決議とサンセット条項）、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 (3) の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがって、上記 (3) の取組みは上記 (1) の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議事項

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ニ 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑦ 財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制
- ⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑩ 当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑪ 当社の監査役への報告に関する体制
 - イ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - ロ 当社の子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ⑫ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑬ 当社の監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑭ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(2) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議内容

- ・上記①及び②については、

当社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。
- ・上記③については、

当社は、「取締役会規程」等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存及び管理を行う体制を確立する。

- ・上記④については、

当社は、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定する。また、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、並びにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理を行う。

- ・上記⑤については、

当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため「業務分掌規程」、「経営会議規程」、「業務執行規程」により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。加えて、取締役会の活性化・機能強化を図り、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に的確に対応するため執行役員制度を導入し、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図る。また、代表取締役の直屬組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。

- ・上記⑥イについては、

当社は、企業集団を構成する各子会社等（「NASグループ」）に対して管理・指導すべき経営上の基本的事項、及び承認申請等の具体的運営手続きを定め、NASグループ内の重要な情報が漏れなく当社に伝達される体制を構築する。

- ・上記⑥ロについては、

NASグループ各社は、当社と共通の「リスク管理規程」を適用するとともに、必要に応じて、重要なリスクに係る個別規程を制定し、これらを効果的に運用することにより、リスクの適切な管理を行う。

- ・上記⑥ハについては、

NASグループ各社は、社内組織の円滑な活動を確保するため、各社の実態に応じて業務分掌や業務執行の基準を社内規程により定め、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、当社内部統制室は、NASグループ各社を対象として、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。

- ・上記⑥ニについては、

NASグループ各社は、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、当社及びNASグループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記⑦については、

当社は、財務計算に関する書類その他の情報が、当社の内外の者が当社の組織の活動を確認する上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけで

なく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。また、代表取締役は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用するとともに、開示すべき重要な不備が発見された場合には、速やかにその是正措置を講じる。

- ・上記⑧については、

当社は、監査役から要請があれば、監査役の業務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事並びに人事考課については、監査役の意見を聞くこととする。

- ・上記⑨及び⑩については、

当社は、当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに当該使用人の監査役に係わる職務の遂行に支障を来たさない様特段の配慮をするものとする。

- ・上記⑪イ、ロについては、

当社は、監査役から請求があるときは、定期的及び必要の都度、監査役に報告すべき事項を具体的に列挙した覚書等を監査役との間で取り交わすものとする。上記の取決めには、子会社からの報告事項を含むものとする。また、監査役は、必要に応じて監査役会において、会計監査人又は取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。

- ・上記⑫については、

当社は前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けない様、「公益通報者保護制度」に準じた取扱いをするものとする。

- ・上記⑬及び⑭については、

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて、費用の前払又は清算手続が滞りなく処理されるよう努めるものとする。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ・上記①及び②については、

当社は、法を守り社会規範を尊重する「コンプライアンス精神」の涵養に努める旨の「コンプライアンス宣言」を行い、当社HP上にて公開しております。また、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。「ヘルプライン規程」については、社内報にその概要を掲載することによって、定期的に従業員等に告知しております。原則として年2回開催されるコンプライアンス委員会において、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案するとともに、同委員会を中心に各部署と協働しつつ、それらを推進することとしております。

- ・上記③については、

当社は、所有する情報及び利用する情報システムの物理的、機能的安全性を確保するとともに、情報システムが保持する個人情報を含む社内情報の保護管理を徹底する目的で、「情報セ

セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ実施基準」、「秘密情報管理規程」、「情報システムセキュリティ管理規程」からなる情報セキュリティ関連諸規程を整備し、情報セキュリティ管理に対する当社の取組み方針から営業秘密の保護、情報システムの持つ情報やデータの機密性、完全性、可用性の担保までルールを明確にして、インサイダー取引防止を含め、その効果的な運用の実施に努めております。

・上記④については、

当社は、複数の会議体において損失の危険に関して継続的に議論を実施している他、「リスク管理規程」及びその細則に基づき、リスクの定期的見直しを行い、その対応に努めております。また、環境、安全保障貿易管理、品質保証体制等に係る個別の規程を設けるとともに、これらの規程に基づき、各々の常設委員会の活動内容を、経営会議において定期的に報告しております。

・上記⑤については、

当社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、権限の委譲を明確にする一方、厳格な運用を実行しております。当社の当期末現在における執行役員は、取締役兼務者を含め、15名となっております。内部統制室では、経営会議において承認された監査計画に基づき、全部署を対象に定期的かつ継続的に業務監査を実施しております。また、監査の結果等につきましては、「監査規程」に基づき、経営会議に適宜報告しております。

・上記⑥イについては、

当社は、NASグループ各社の予算や決算案ほか経営上の重要事項について、「関係会社等経営管理規程」に基づく手続により、当社の承認を得ることとしております。

・上記⑥ロについては、

当社は、NASグループ各社の経営状況に関して定期的に議論する会議体を運用する他、環境、安全保障貿易管理、品質保証等に係る当社の各常設委員会におきまして、NASグループ各社における諸基準等の遵守状況を、定期的に確認しております。

・上記⑥ハについては、

NASグループ各社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、承認・決定を要する事項と権限の範囲を明確にしております。当社内部統制室が実施する業務監査の対象範囲にはNASグループ各社も含まれる旨を、当社「監査規程」に定めております。また、監査の結果等につきましては、当該NASグループ各社にも報告するとともに、当該結果をふまえた対応策を立案・実施しております。

・上記⑥ニについては、

NASグループ各社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。NASグループ各社は、原則として年2回開催される当社コンプライアンス委員会に、各社コンプライアンス担当者をオブザーバーとして出席させております。また、NASグループ各社は、社内に設けている「ヘルプライン規程」

において、当社監査役や内部統制室等を通報窓口として規定しております。

- ・上記⑦については、

当社は、「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、同規程に基づき、関連する部署より選任した担当者からなる内部統制評価チームを設け、当社における財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価を円滑に推進するよう努めております。内部統制評価チームは、同規程に基づき作成し代表取締役の承認を得た計画書において、開示すべき重要な不備に該当する場合の金額的重要性の判断基準を定め、かかる不備があることを把握した場合は、代表取締役に当該内容を報告することとしております。

- ・上記⑧については、

当社は、監査役の業務を補助すべき使用人（内部統制室兼務 1名）を設置しております。

- ・上記⑨及び⑩については、

現状専任とはなっておりませんが、監査役補助業務が優先的に行われるよう配慮しております。

- ・上記⑪イ、ロについては、

監査役と会計監査人は監査計画を相互に提出し合い、監査役は四半期ごとに会計監査人から監査の方法及び監査の結果に関し報告・説明を受けるとともに、監査役が実施した業務監査の結果を会計監査人へ報告・説明を行い、それぞれの内容に関し意見交換を実施しております。取締役の職務執行等に関しては、社外取締役を含む取締役会による監督並びに監査役（社外監査役を含み、監査役会を組織）による監査を行っております。また、子会社の取締役および監査役とも定期的な会議、面談を実施しております。

- ・上記⑫については、

当社は、公益通報をした者に対する不利益取り扱いを禁じた「ヘルプライン規程」において、監査役を通報窓口のひとつとして設定し、当該報告者が「公益通報者」として取り扱われる仕組みとしております。

- ・上記⑬及び⑭については、

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて滞りなく処理しております。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力しております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	117,501
現金及び預金	11,910
受取手形及び売掛金	29,829
商品及び製品	18,958
仕掛品	34,670
原材料及び貯蔵品	19,200
その他	3,080
貸倒引当金	△146
固定資産	104,741
有形固定資産	96,503
建物及び構築物	15,193
機械装置及び運搬具	36,086
土地	36,430
リース資産	4,015
建設仮勘定	3,942
その他	837
無形固定資産	2,825
ソフトウェア	2,689
その他	136
投資その他の資産	5,413
投資有価証券	4,300
繰延税金資産	125
その他	1,003
貸倒引当金	△15
繰延資産	53
社債発行費	53
資産合計	222,294

科目	金額
負債の部	
流動負債	81,788
支払手形及び買掛金	21,627
設備支払手形	814
短期借入金	35,055
一年内返済予定の長期借入金	7,215
未払法人税等	8,020
未払消費税等	1,753
賞与引当金	1,774
環境対策引当金	87
その他	5,443
固定負債	60,887
社債	13,000
長期借入金	30,853
リース債務	3,341
繰延税金負債	1,998
再評価に係る繰延税金負債	861
退職給付に係る負債	10,472
環境対策引当金	322
金属鉱業等鉱害防止引当金	5
事業整理損失引当金	22
その他	12
負債合計	142,675
純資産の部	
株主資本	76,145
資本金	24,301
資本剰余金	9,542
利益剰余金	43,548
自己株式	△1,246
その他の包括利益累計額	3,469
その他有価証券評価差額金	1,540
繰延ヘッジ損益	6
土地再評価差額金	1,572
為替換算調整勘定	351
非支配株主持分	5
純資産合計	79,619
負債・純資産合計	222,294

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		199,324
売上原価		157,369
売上総利益		41,955
販売費及び一般管理費		12,699
営業利益		29,256
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	114	
持分法による投資利益	76	
固定資産賃貸料	105	
その他	120	416
営業外費用		
支払利息	623	
手形売却損	60	
為替差損	392	
固定資産除却損	110	
固定資産撤去費	143	
売上割引	281	
環境対策費	111	
その他	214	1,934
経常利益		27,738
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	61	
関係会社清算益	26	93
税金等調整前当期純利益		27,831
法人税、住民税及び事業税	8,652	
法人税等調整額	△524	8,129
当期純利益		19,703
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		19,703

連結株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	24,301	9,542	26,093	△950	58,985
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△2,254	－	△2,254
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	19,703	－	19,703
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△325	△325
自 己 株 式 の 処 分	－	－	△1	30	29
土地再評価差額金の取崩	－	－	8	－	8
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	17,455	△295	17,160
当 期 末 残 高	24,301	9,542	43,548	△1,246	76,145

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,387	27	1,580	186	3,179	5	62,169
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△2,254
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	19,703
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	△325
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	－	－	29
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	8
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	153	△20	△8	165	290	0	290
当 期 変 動 額 合 計	153	△20	△8	165	290	0	17,450
当 期 末 残 高	1,540	6	1,572	351	3,469	5	79,619

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称

ナストア株式会社、ナス鋼帯株式会社、ナス物産株式会社、グリーンメタル株式会社、ナスエンジニアリング株式会社、ナステック株式会社、宮津海陸運輸株式会社、NASTOA (THAILAND) CO.,LTD.

当社の連結子会社であったナスクリエート株式会社は、2022年4月1日付で、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社10社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用非連結子会社の数

該当する非連結子会社はありません。

持分法適用関連会社の数 1社

持分法適用関連会社の名称 三豊金属株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

主要な非連結子会社はありません。

(関連会社)

主要な関連会社はありません。

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社10社及び関連会社1社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲に含めておりません。

(3) 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用関連会社については、事業年度が連結会計年度と異なるため、連結計算書類の作成にあたっては2月末現在で仮決算を実施しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、NAS TOA (THAILAND) CO.,LTD. (2月末日)を除き、連結決算日と一致しております。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主として売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

主として従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

- ③ 環境対策引当金
P C B（ポリ塩化ビフェニル）等廃棄物処理に関する支出に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。
 - ④ 金属鉱業等鉱害防止引当金
金属鉱業等鉱害対策特別措置法に規定する特定施設の使用終了後における鉱害防止費用の支出に備えるため、所要額を計上しております。
 - ⑤ 事業整理損失引当金
一部の連結子会社の事業整理に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社グループは、主にステンレス鋼板及びその加工品の製造・加工・販売を行っております。このような製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- なお、製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度において一括償却しております。
 - ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費については社債償還期間にわたり均等償却しております。

② ヘッジ会計の方法
(ヘッジ会計の方法)

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しており、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

(ヘッジ手段とヘッジ対象)

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
為替オプション取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
通貨スワップ取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
商品デリバティブ取引	原材料及び買掛金
金利スワップ取引	借入金

(ヘッジ方針)

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

また連結子会社につきましても概ね当社と同様であります。

(ヘッジ有効性評価の方法)

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

③ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

④ 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度からグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「有形固定資産」の「その他」に含めておりました「リース資産」(前連結会計年度1,349百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において「固定負債」の「その他」に含めておりました「リース債務」(前連結会計年度953百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	125百万円
繰延税金負債	1,998百万円
再評価に係る繰延税金負債	861百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。課税所得は、将来の売上高や原料価格の市況推移等の仮定に基づき、事業計画として見込んだ経常利益金額を、過去の計画の達成状況と整合的に修正し見積っております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

仕掛品等 (注)	9,750百万円
建物及び構築物	11,599百万円
(うち財団抵当)	(9,758) 百万円
機械装置及び運搬具	30,388百万円
(うち財団抵当)	(30,388) 百万円
土地	35,102百万円
(うち財団抵当)	(31,828) 百万円
計	86,839百万円

(注) 常に保管を要する金額を記載しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	30,971百万円
一年内返済予定の長期借入金	6,319百万円
長期借入金	14,592百万円
割引手形	357百万円
計	52,238百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 169,742百万円

3. 受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高	3,898百万円
受取手形譲渡高	14百万円

4. 契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	7,744百万円
売掛金	21,995百万円
契約資産	90百万円

流動負債「その他」のうち、契約負債 295百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

当社 2001年3月31日

一部の国内子会社 2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

784百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損(△は戻入額)が売上原価に含まれております。 738百万円

2. 関係会社清算益

非連結子会社であるNAS KOTAI(THAILAND)CO.,LTD.の清算に伴うものであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,497,333株(うち自己株式数 545,700株)

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,207	80.0	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年10月31日 取締役会	普通株式	1,047	70.0	2022年9月30日	2022年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 1,944百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 130円 |
| ③ 基準日 | 2023年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2023年6月29日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入及び社債によることを方針としております。デリバティブについては、資産または負債の価格変動、金利変動及び為替変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を低減することを目的とし、デリバティブ取引をその手段として用いております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建て売掛債権につきましては、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。信用リスクについては、当社グループ各社の債権管理規程に基づき、営業管理部門が中心となって主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先の信用区分や取引相手毎の債権残高等を管理することにより、リスクの軽減に努めております。投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。このうち、外貨建ての債務については為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金については運転資金に係る資金調達であり、社債、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務、一部の長期未払金は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。返済期限は最長で決算日後7年であります。このうち一部は金利変動のリスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

当社グループのデリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引等、及びニッケル原料等に係る商品相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品デリバティブ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ② ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、取引相手先を信用力の高い国内銀行または国内商社に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクは僅少であると考えております。また、その執行・管理については、取引方法及び取引権限等を定めた管理規程に従い、実行されております。なお、連結子会社についても概ね当社と同様であります。

また、営業債務や借入金等は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性維持を図るなどにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を含んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、設備支払手形及び短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	3,348	3,348	－
その他有価証券	3,348	3,348	－
資産計	3,348	3,348	－
(1) 長期借入金	38,069	37,909	△159
(2) 社債	13,000	12,830	△170
負債計	51,069	50,739	△330
デリバティブ取引（*）	9	9	－

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注） 1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	951

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価

レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,348	－	－	3,348
デリバティブ取引				
通貨関連	－	20	－	20
資産計	3,348	20	－	3,368
デリバティブ取引				
通貨関連	－	11	－	11
負債計	－	11	－	11

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	37,909	－	37,909
社債	－	12,830	－	12,830
負債計	－	50,739	－	50,739

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	ステンレス鋼板及び その加工品事業	合計
日本	143,011	143,011
中国	24,544	24,544
その他	31,768	31,768
顧客との契約から生じる収益	199,324	199,324
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	199,324	199,324

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主として日本及び中国の顧客に対して、ステンレス鋼板及びその加工品の販売を行っております。ステンレス鋼板及びその加工品に関する取引の対価は、製品の引き渡し後、概ね3ヶ月以内に受領しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	8,125	7,744
売掛金	18,726	21,995
計	26,851	29,739
契約資産	145	90
契約負債	174	295

契約資産は、主に顧客との工事契約について履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益額のうち未回収の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に当社グループの製品販売及び工事契約にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。期首現在の契約負債残高は、全て当連結会計年度に認識された収益の額に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当連結会計年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、573百万円であります。当該履行義務は顧客との工事契約に関するものであり、期末日後概ね1年から2年の間で収益として認識され

ると見込んでおります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	5,324円80銭
1 株当たり当期純利益	1,316円79銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2023年5月9日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

- (1) 自己株式の取得を行う理由
株主還元の充実と資本効率の向上を図るため。
- (2) 取得に係る事項の内容
 - ①取得対象株式の種類
当社普通株式
 - ②取得し得る株式の総数
666,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.5%）
 - ③株式の取得価額の総額
2,000,000,000円（上限）
 - ④取得期間
2023年5月10日～同年6月30日

(その他の注記)

金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	99,135	流動負債	70,852
現金及び預金	8,422	支払手形	1,292
受取手形	315	電子記録債務	4,298
電子記録債権	13,049	設備支払手形	2,030
売掛金	13,208	買掛金	11,889
商品及び製品	11,915	短期借入金	28,437
仕掛品	33,658	一年内返済予定の長期借入金	6,933
原材料及び貯蔵品	17,469	リース債務	563
短期貸付金	350	未払金	1,589
その他	749	未払費用	2,397
固定資産	101,220	未払法人税等	7,230
有形固定資産	88,035	未払消費税等	1,639
建物	11,388	預り金	1,343
構築物	3,130	賞与引当金	1,122
機械及び装置	33,335	環境対策引当金	87
工具器具及び備品	463	その他	2
土地	32,293	固定負債	59,286
リース資産	3,627	社債	13,000
建設仮勘定	3,595	長期借入金	30,428
その他	204	リース債務	3,300
無形固定資産	2,474	繰延税金負債	3,721
ソフトウェア	2,341	再評価に係る繰延税金負債	347
その他	133	退職給付引当金	8,157
投資その他の資産	10,711	環境対策引当金	322
投資有価証券	3,099	金属鉱業等鉱害防止引当金	5
関係会社株式	6,774	資産除去債務	1
関係会社出資金	119	その他	5
その他	722	負債合計	130,138
貸倒引当金	△4	純資産の部	
繰延資産	53	株主資本	68,475
社債発行費	53	資本金	24,301
資産合計	200,407	資本剰余金	9,542
		資本準備金	9,542
		利益剰余金	35,868
		その他利益剰余金	35,868
		繰越利益剰余金	35,868
		自己株式	△1,237
		評価・換算差額等	1,794
		その他有価証券評価差額金	1,232
		繰延ヘッジ損益	6
		土地再評価差額金	556
		純資産合計	70,269
		負債・純資産合計	200,407

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		177,529
売上原価		143,630
売上総利益		33,898
販売費及び一般管理費		7,904
営業利益		25,995
営業外収益		
受取利息及び配当金	469	
固定資産賃貸料	309	
その他	121	899
営業外費用		
支払利息	548	
為替差損	478	
手形売却損	41	
固定資産除却損	92	
環境対策費	452	
固定資産撤去費	143	
その他	378	2,132
経常利益		24,761
特別利益		
投資有価証券売却益	61	
抱合せ株式消滅差益	165	226
税引前当期純利益		24,988
法人税、住民税及び事業税	7,502	
法人税等調整額	△366	7,135
当期純利益		17,853

株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当 期 首 残 高	24,301	9,542	9,542	20,263	20,263	△942	53,164
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△2,254	△2,254	-	△2,254
当 期 純 利 益	-	-	-	17,853	17,853	-	17,853
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△324	△324
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	△1	△1	30	29
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	8	8	-	8
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	15,605	15,605	△294	15,311
当 期 末 残 高	24,301	9,542	9,542	35,868	35,868	△1,237	68,475

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,133	17	563	1,712	54,877
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△2,254
当 期 純 利 益	-	-	-	-	17,853
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△324
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	29
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	8
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	99	△10	△8	81	81
当 期 変 動 額 合 計	99	△10	△8	81	15,392
当 期 末 残 高	1,232	6	556	1,794	70,269

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生年度において一括償却しております。

(4) 環境対策引当金

P C B（ポリ塩化ビフェニル）等廃棄物処理に関する支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。

(5) 金属鉱業等鉱害防止引当金

金属鉱業等鉱害対策特別措置法に規定する特定施設の使用終了後における鉱害防止費用の支出に備えるため、所要額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主にステンレス鋼板及びその加工品の製造・加工・販売を行っております。このような製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費については社債償還期間にわたり均等償却しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しており、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
為替オプション取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
通貨スワップ取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
商品デリバティブ取引	原材料及び買掛金
金利スワップ取引	借入金

③ ヘッジ方針

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において「流動資産」の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」(前事業年度6,855百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債	3,721百万円
再評価に係る繰延税金負債	347百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記)・繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

仕掛品等(注)	9,750百万円
建物	9,270百万円
構築物	1,799百万円
機械及び装置	29,153百万円
土地	30,094百万円
計	80,067百万円

(注) 常に保管を要する金額を記載しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	26,697百万円
一年内返済予定の長期借入金	6,075百万円
長期借入金	14,286百万円
計	47,058百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 148,401百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	17,248百万円
短期金銭債務	6,408百万円
長期金銭債権	42百万円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△354百万円

5. 圧縮記帳

国庫補助金受入により、建物28百万円、機械及び装置1,136百万円の圧縮記帳を行っており、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、このうち当事業年度の圧縮記帳額はありません。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	営業取引による取引高	
	売上高	76,817百万円
	仕入高等	20,901百万円
	営業取引以外の取引による取引高	998百万円

2. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損(△は戻入額)が売上原価に含まれております。

760百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式

540,970株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金繰入額損金算入超過額	2,495百万円
賞与引当金繰入額損金算入超過額	343百万円
貸倒引当金繰入額損金算入超過額	1百万円
投資有価証券評価損否認額	997百万円
減損損失	2,564百万円
土地再評価差損	127百万円
その他	854百万円
繰延税金資産小計	7,380百万円
評価性引当額	△3,360百万円
繰延税金資産合計	4,021百万円
繰延税金負債	
土地再評価差益	347百万円
合併による土地再評価差額金	337百万円
分社による土地再評価差額金	7,192百万円
その他	213百万円
繰延税金負債合計	8,089百万円
繰延税金負債の純額	4,068百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ナストーア 株式会社	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	3,277 百万円	売掛金 受取手形	169 百万円 981 百万円
			資金の援助	受取利息 (注2)	4 百万円	短期貸付金	350 百万円
			資金の活用	資金の預り(注3) 支払利息	— 0 百万円	預り金	9 百万円
子会社	ナス鋼帯 株式会社	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	6,333 百万円	売掛金 受取手形	167 百万円 1,648 百万円
			資金の活用	資金の預り (注3) 支払利息	— 1 百万円	預り金	365 百万円
子会社	ナス物産 株式会社	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	58,130 百万円	売掛金 受取手形	1,958 百万円 6,580 百万円
			当社製品の原料等購入	原料等の仕入(注4)	14,429 百万円	買掛金 支払手形	2,386 百万円 425 百万円
			資金の活用	資金の預り(注3) 支払利息	— 3 百万円	預り金	687 百万円
			配当金の受取	配当金の受取	167 百万円	—	—
子会社	ナスエンジニアリング 株式会社	直接 100%	設備設置工事等の 施工	設備設置工事等の施工	1,841 百万円	設備支払手形 未払金	1,246 百万円 71 百万円
子会社	ナステック 株式会社	直接 100%	配当金の受取	配当金の受取	50 百万円	—	—
子会社	南鋼日邦冶金 商貿(南京) 有限公司	直接 60%	当社製品の販売 委託圧延・委託 加工	製品の販売 委託圧延・委託加工	5,372 百万円	売掛金	3,521 百万円

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 資金の貸付については、土地・建物等を担保として受け入れております。

(注3) 資金の預りについては、当社がグループ会社に提供するキャッシュマネジメントシステムに係るものであります。また、資金の決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、期末残高のみを記載しております。

(注4) 原料等の仕入れについては、ナス物産株式会社以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(収益認識に関する注記)

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	4,698円25銭
1株当たり当期純利益	1,192円78銭

(重要な後発事象に関する注記)

- 連結注記表と同一であります。

(その他の注記)

金額の端数処理

- 百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

2023年5月16日

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 渡邊 考志
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 高城 慎一

業務執行社員 公認会計士 相 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

2023年5月16日

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 渡邊 考志
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 高城 慎一

業務執行社員 公認会計士 相 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第141期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で調査並びに監査を実施致しました。
 - ①取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類である甲決定書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的子会社からの事業の報告を受け、また子会社に赴き業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められず、その運用についても、事業環境の変化を踏まえ、継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

日本冶金工業株式会社 監査役会

常勤監査役	木内康裕 ㊟
常勤監査役	小林靖彦 ㊟
監査役 (社外監査役)	川端泰司 ㊟
監査役 (社外監査役)	星谷哲男 ㊟

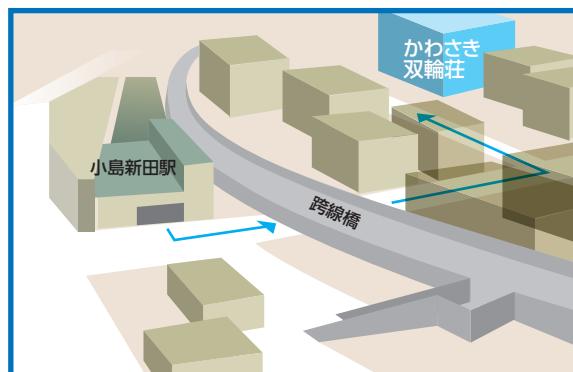
以上

第141期 定時株主総会会場 ご案内略図



会場

神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘1階



交通
のご案内

● 京浜急行 大師線 小島新田駅 徒歩2分

※ 会場には駐車場のご用意はございませんので、ご来場にあたりましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。